

○厚生労働省告示第二百三十三号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月一日から適用する。
令和七年八月二十九日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
Ⅰ (略)		Ⅰ (略)	
Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格		Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ツイルムを除く。）及びその材料価格	
001～078 (略)		001～078 (略)	
079 骨セメント		079 骨セメント	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) <u>脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型）</u>		(新設)	
080～145 (略)		080～145 (略)	
146 大動脈用ステントグラフト		146 大動脈用ステントグラフト	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）		(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	
①～③ (略)		①～③ (略)	
④ <u>分枝血管部分連結型</u>		(新設)	
(4) <u>胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）</u>		(4) <u>胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）</u>	
① <u>標準型</u>			
② <u>分枝血管部分連結型</u>			
(5) (略)		(5) (略)	
(6) <u>胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）</u>		(新設)	
147～232 (略)		147～232 (略)	
		344,000円	
		3,320,000円	
		1,020,000円	
		344,000円	
		976,000円	
		1g 当たり 19,800円	

233	アミノ酸由来非吸収性局所止血材	1 g 当たり	17,600円	(新設)
234	薬剤溶出型吸収性副鼻腔用スポンジ		124,000円	(新設)
235	アミノ酸依存性低減治療補助アミノ酸		7,010円	(新設)
236	上腕静脈用カテーテル		5,790円	(新設)
Ⅲ～Ⅴ (略)				
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品 名 単 位 材料価格				
001	(略)			001 (略)
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	12,587円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	11,278円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	11,373円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
005	歯科用14カラット金合金ろう (J I S 適合品)	1 g	11,362円	005 歯科用14カラット金合金ろう (J I S 適合品)
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上)	1 g	3,445円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上)
007～009	(略)			007～009 (略)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上)	1 g	5,095円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上)
011～069	(略)			011～069 (略)
Ⅶ～Ⅸ (略)				
Ⅲ～Ⅴ (略)				
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品 名 単 位 材料価格				
001	(略)			001 (略)
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	11,763円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	10,454円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	10,549円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
005	歯科用14カラット金合金ろう (J I S 適合品)	1 g	10,538円	005 歯科用14カラット金合金ろう (J I S 適合品)
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上)	1 g	3,299円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上)
007～009	(略)			007～009 (略)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上)	1 g	4,901円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上)
011～069	(略)			011～069 (略)
Ⅶ～Ⅸ (略)				